

震災に関する義援金詐欺・便乗商法にご注意ください！！

義援金詐欺が疑われる事例

- ◆市役所の職員を名乗り、義援金の目的で金銭の振込みを依頼する電話があったが、不審に思う。
- ◆社会福祉関係団体を名乗り、義援金の訪問集金を行うという電話があったが、どうしたらよいか。
- ◆「売上金の一部を震災の義援金にするので、北海道産のカニを半額で買わないか。」との電話勧誘があったが、信用できるか。

アドバイス

- ・被災者を支援したいという気持ちにつけこんだ手口と考えられます。
- ・公的機関が、各家庭に電話等で義援金を求めることはありません。説明を鵜呑みにせず、当該公的機関に確認しましょう。
- ・義援金は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄附しましょう。
- ・振込先が実在する団体名であっても、振込口座が正規のものであることも確認してください。

便乗商法が疑われる事例

- ◆「屋根工事をしないか」と業者が勧誘に訪れた。「このままでは、地震が来ると危ない。すぐに修理した方がよい。」と不安をあおられ、その場で屋根工事を契約してしまった。

アドバイス

- ・不安をあおられても、その場で契約をしておいけません。
- ・契約をする時には、複数の業者から見積書をとって、価格比較をしましょう。



少しでも不審に思ったら、消費生活センターに相談を！

不審に思ったら、
センターに聞
いよう。

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL052-222-9671

土・日 TEL052-222-9690

・祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)